

## 「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」最終とりまとめ（概要）

- 公的年金制度の運営と政管健保の運営を分離した上で、それぞれ新たな組織を設置し、それぞれの事業の運営を担わせる。

### 公的年金の運営主体について

- 公的年金については、国の責任の下に、確実な保険料の収納と給付を確保し、安定的な運営を図ることが必要であることから、徴収をはじめとする業務全般について政府が直接に関与し、明確かつ十全に運営責任を果たす体制を確立する。
- 組織の基本的機能である「意思決定機能」、「業務執行機能」及び「監査機能」について、権限と責任の分担を明確にし、その機能強化を図り、新たな組織として再出発する。
- 「意思決定機能」として、複数の外部専門家から構成される「年金運営会議」（仮称）を設置し、運営の基本方針、事業計画の策定等の重要事項の決定に際しては同会議の議を経ることとする。  
また、年金受給者や年金保険料負担者等の意向を新組織の運営等に十分に反映させるため、年金受給者や年金保険料負担者等から構成される運営評議会（仮称）を設置し、年金運営会議は運営評議会から定期的に意見を聴取し、その反映に努力する。
- 「監査機能」として、新組織の長直属の複数の外部専門家を「特別監査官」及び「特別監査官補佐」として登用し、会計監査、業務監査、個人情報監査を徹底する。
- 収納率の向上、サービスの向上、事業運営の効率化等を実現するための構造改革を推進する。
  - ① 大幅な人員の削減  
市場化テストの実施等による外部委託の拡大やシステム刷新による業務の削減により、政管健保の公法人への移行分を含め、正規職員・非常勤職員併せて約1万人の国家公務員の削減を図るとの社会保険庁の方針について、さらに精査の上、具体的な人員削減計画を策定し、組織のスリム化を計画的に推進する。
  - ② 民間企業的な人事・処遇の導入  
職員の人事・処遇について、能力・実績に基づく人事評価を行い、給与処遇や昇進管理等に反映させる民間企業的な能力主義・実績主義に立った措置を講じる。
  - ③ 地方組織の抜本的な見直し  
地方事務官制度に由来する都道府県単位の意識や閉鎖的な組織体質を改めるため、都道府県ごとに設置されている社会保険事務局（47ヶ所）を廃止した上で、ブロック単位に集約化する。

## 政管健保の運営主体について

- 政管健保については、
  - ・被用者保険の最後の受け皿として、安定した財政運営が図られる規模であること
  - ・保健事業の拡充等による医療費適正化等の保険者機能を十分に発揮できること
  - ・都道府県単位での財政運営及び地域での医療費を反映した保険料率の設定がなされるよう、各都道府県単位で一定の自立性を有すること等が求められる中で、**国とは切り離された全国単位の公法人を設立し、財政運営は都道府県単位を基本として、保険給付、保健事業、保険料設定等の事務を実施させる。**
  
- 「適用」及び「徴収」の事務については、事務の効率性、事業所の負担軽減等の観点から、公的年金の運営主体において併せて実施する。
  
- 組織の基本的機能の強化等については、公的年金の運営主体と同様の措置を講じる。
  
- 業務運営の状況及び実績について、毎年度、厚生労働大臣に報告し、実績評価を受けるとともに、被用者保険の最後の受け皿としての機能を確保するため、厚生労働大臣は必要な監督等を行う。
  
- これらの点を含めた新組織の具体的な在り方については、今後、医療保険制度改革の議論において、詳細な検討を行うことが適当である。

## その他

- 福祉施設については、5年後の廃止を前提とした独立行政法人による売却等を進めるとともに、施設の運営等が委託されている公益法人についても廃止・統合を含めた抜本的な見直しを速やかに進める。
  
- 新しい組織に沿った形で、業務の実施方法やそれを支える**社会保険オンラインシステムの徹底的な見直し**に取り組む。

## 改革の実現に向けて

- 取組可能なものから逐次速やかに実施するとともに、**改革の年次計画**を作成の上、実行を図り、毎年度、進捗状況を点検する。
  
- **組織改革のより具体的な内容や進め方等について議論する場**を厚生労働大臣の下に設置する。

# 社会保険庁改革の在り方について（最終とりまとめ）

## 社会保険庁の在り方に関する有識者会議

平成17年5月31日

### 第1 審議経過について

- 社会保険庁については、昨年 of 年金制度改革の国会審議以来、事業運営について、各方面から様々な批判がなされてきた。  
本会議の議論が始まってからも、社会保険庁幹部職員の収賄容疑での逮捕や、監修料問題や個人情報の業務外閲覧といった、社会保険庁に対する国民の不信をより一層強める事案が明らかになった。
- 社会保険庁に対する国民の信頼を回復し、社会保険事業の安定的な運営を図るためには、対症療法的な改善にとどまらず、国民の不信を招いた事案の原因となっている構造問題（国民の立場に立っていたとは言えない業務運営、上からの指揮命令及び下からの報告の不徹底、内部監査体制の機能不全、いわゆる三層構造の職員構成を背景とした内部統制（ガバナンス）の不足等）を一掃するための改革が不可欠である。
- 本会議では、昨年8月の第1回会議以来、こうした構造問題に焦点を当てつつ、まず早急に対応すべき業務改革についての議論を進めた。その結果、11月26日の第5回会議において、80項目にわたる業務改革メニューとして、「緊急対応プログラム」がとりまとめられた。
- 社会保険庁は、この「緊急対応プログラム」に沿って、調達委員会の設置等による予算執行の透明性の確保、個人情報保護の徹底、年金相談の実施時間の拡大等の国民サービスの向上、納付率80%という当面の目標の達成に向けた行動計画の策定や市町村の所得情報の活用等による保険料徴収の徹底をはじめ、様々な業務改革を進めている。さらに今後、国民のニーズ等に即して迅速かつ機動的な改革に取り組むことが求められる。
- 次に本会議は、10月25日の第4回会議以降、与えられた基本的検討事項である「社会保険庁の組織の在り方」についての本格的議論を精力的に進めてきた。第5回会議では「中間とりまとめ」を行い、社会保険事業の運営主体に求められる8つの基本的要素を明らかにするとともに、これを実施できる組織を構築するため、あらゆる議論を例外とせず幅広く検討を進めることとした。